

アピネス／アグリインフォ 会員規約

J A全農 営農技術・生産資材データベース「アピネス／アグリインフォ」は、J A全農が開発した営農技術および生産資材に関するデータベースです。基本料金のみでご利用いただけるサービスの他、課金制のサービス「アピネス.Pro」から構成しています。インターネットを利用し、会員に情報提供するもので、J A全農 耕種総合対策部 アグリ情報室が管理・運営します。

「アピネス／アグリインフォ」の円滑な運営と普及をはかるため、本規約を定めます。

第1章 総 則

第1条（規約の適用）

本会員規約は、「アピネス／アグリインフォ」を会員が利用する際に一切に適用されます。

第2条（規約の変更）

1. J A全農は、会員の承諾を得ることなくこの規約を変更することがあります。
2. 変更については、「アピネス／アグリインフォ」のホームページ上に最初に表示した後1ヵ月を経過した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。

第2章 情報提供サービスの内容

第3条（サービスの種類）

1. インターネットによる情報提供サービスです。
2. 「営農技術相談」などのインターネットによる双方向通信サービスです。
3. 会員へのサービスを向上させるために、J A全農がプログラム、情報内容を変更することがあります。

第4条（運用時間）

サービスは、原則として24時間稼働としますがメンテナンスのためサービスを中断することもあります。

第3章 会 員

第5条（会員の種類）

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きにもとづき、J A全農が加入を承認したものをいいます。
2. 会員は、次に定めるものとします。
 - (1) 個人会員
 - (2) グループ会員
 - (3) 農業協同組合（以下J Aという）・連合会会員
 - (4) 準会員（その他団体等）

第6条（会員の要件）

会員種類別の会員の要件は以下のとおりとします。

(1) 個人会員

個人会員は、原則としてJ Aを利用している農家・農業法人およびJ Aグループ役職員の他、J A全農が認めた個人とします。

(2) グループ会員

グループ会員は、J A・連合会またはJ A全農都府県本部（以下、本会都府県本部）等が親会員となって農家・農業法人およびJ Aグループ役職員を会員として募集し、その親会員の子会員として「アピネス／アグリインフォ」を利用する農家・農業法人や役職員により構成します。親会員となる組織の要件は、次によります。

ア. J A、県連、本会都府県本部等に会員を管理する管理責任部署を設置します。

イ. 親会員は子会員に代わり次の手続きを行います。

(ア) J A全農耕種総合対策部アグリ情報室（以下、アグリ情報室）への利用申込手続きを一括して行います。

(イ) アグリ情報室が発行したID、パスワードを子会員に送付します。

(ウ) アグリ情報室からの請求にもとづき、利用料金を一括して支払います。

ウ. 親会員・子会員は、アピネス／アグリインフォの会員規約を遵守することとします。

(3) J A ・ 連 合 会 会 員

J A ・ 連 合 会 会 員 は、 原 則 と し て J A お よ び 連 合 会 の 他、 J A 全 農 が 認 め た 組 織 と し ます。

(4) 準 会 員

準 会 員 は、 J A グ ル ー プ 関 係 団 体 お よ び J A 全 農 が 利 用 を 認 め た 団 体 等 と し、「アピネス.Pro」 情 報 の 一 部 を ご 利 用 い た だ け ます。

第 7 条 (I D お よ び パ ス ワ ー ド)

1. J A 全 農 は、 サ ー ビ ス 利 用 の た め I D お よ び パ ス ワ ー ド を 設 定 し、 会 員 に 通 知 し ます。
2. パ ス ワ ー ド の 管 理 お よ び 使 用 は 会 員 の 責 任 と し、 使 用 上 の 過 誤 ま た は 第 三 者 に よ る 不 正 使 用 に つ い て は、 J A 全 農 は 一 切 そ の 責 任 を 負 い ませ ん。

第 8 条 (利 用 申 込 み)

1. 「アピネス／アグリインフォ利用申込書」を J A 全 農 に 提 出 し ます。
2. J A 全 農 は 会 員 の 承 認 ・ 登 録 と 同 時 に 「アピネス／アグリインフォ利用通知書」を 会 員 に 発 行 し ます。

第 4 章 設 備

第 9 条 (アピネス／アグリインフォへの接続)

1. 会 員 は、「アピネス／アグリインフォ」 サ ー ビ ス を 利 用 す る 全 て の 機 器 を、 自 己 の 負 担 に お い て 準 備 す る も の と し ます。
2. 会 員 は、 自 己 の 負 担 に お い て 電 気 通 信 事 業 者 と 電 気 通 信 サ ー ビ ス の 利 用 に 係 る 契 約 を 別 途 締 結 し、「アピネス／アグリインフォ」 に 接 続 し ます。

第 5 章 サ ー ビ ス の 提 供 中 止 お よ び 会 員 資 格 の 取 消 し

第 1 0 条 (サ ー ビ ス の 提 供 中 止)

1. J A 全 農 は 次 の 場 合 に、 サ ー ビ ス の 提 供 を 中 止 す る こ と が あ り ます。
 - (1) 理 由 の 如 何 を 問 わ ず 3 ヶ 月 の 予 告 期 間 を 以 っ て 会 員 に 「アピネス／アグリインフォ」 サ ー ビ ス 中 止 の 通 知 を 行 っ た と き。
 - (2) 設 備 の 保 守 ま た は 工 事 上 や む を 得 な い と き。
 - (3) 電 気 通 信 事 業 者 が 電 気 通 信 サ ー ビ ス を 中 止 し た と き。
2. J A 全 農 は、 サ ー ビ ス の 提 供 を 中 止 す る と き は、 あ ら か じ め そ の 旨 を 会 員 に 通 知 し ます。 た だ し、 緊 急 や む を 得 な い 場 合 は、 こ の 限 り で は あ り ませ ん。
3. J A 全 農 は、 前 項 の 中 止 に と も な う 会 員 ま た は 第 三 者 か ら の 損 害 賠 償 の 請 求 そ の 他 一 切 の ク レ ー ム に 対 す る 責 任 を 負 い ませ ん。

第 1 1 条 (会 員 資 格 の 取 消 し)

J A 全 農 は、 会 員 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は、 会 員 資 格 の 取 消 し を す る こ と が あ り ます。

- (1) 利 用 料 金 を 一 度 で も 納 入 し な か っ た と き。
- (2) 第 1 8 条 (権 利 の 譲 渡)、 第 1 9 条 (利 用 範 囲 の 制 限)、 第 2 0 条 (会 員 の 義 務) の 規 約 に 違 反 し た と き。
- (3) 第 5 条、 第 6 条、 第 7 条 に 定 め る 会 員 要 件 に 該 当 し な く な っ た と き、 も し く は、 J A 全 農 が 会 員 資 格 を 継 続 さ せ る こ と が 望 ま し く な い と 判 断 し た と き。
- (4) そ の 他、 本 規 約 に 違 反 し た と き。

第 6 章 利 用 料 金

第 1 2 条 (利 用 料 金)

1. 利 用 料 金 お よ び 支 払 方 法 は、 別 に 定 め る 利 用 料 金 規 定 に よ り ます。
2. J A 全 農 は、 第 2 条 の 手 続 き に 基 づ き 会 員 の 承 諾 を 得 る こ と な く 料 金 の 改 定 を 行 う こ と が 出 来 る も の と し ます。

第 1 3 条 (通 信 料 金)

会員が本サービス利用のために要した電話料金および会員が契約している通信回線の利用料は会員負担とします。

第7章 損害賠償

第14条 (損害賠償)

1. 本規約、本サービス提供、本サービスの事故等によって、直接もしくは間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、その理由、損害の程度如何にかかわらず、J A全農はその責任を負いません。
2. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他の偶発事故、その他合理的管理を越えて発生した諸原因によって会員が本サービスを利用できなかった場合、J A全農は本規約の不履行の責任を負いません。
3. 第17条 (権利の譲渡)、第18条 (利用範囲の制限)、第19条 (会員の義務) の規約に違反した会員の行為により損害が発生した場合は、J A全農はその会員に対してその損害を賠償するよう請求することができます。

第8章 保守

第15条 (J A全農の維持責任)

J A全農は、サービス用設備に障害が生じたときは速やかにその設備を修理、復旧します。

第16条 (会員の維持責任)

会員は、サービスの運営に支障を与えないために、端末機器を正常に稼働させるものとします。

第9章 利用上の注意

第17条 (権利の譲渡)

会員は、サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

第18条 (利用範囲の制限)

会員は、J A全農の事前の書面による承諾なしに会員自らの利用以外の目的で複製し、または、その方法の如何にかかわらず第三者に提供しないものとします。

第19条 (会員の義務)

1. 会員は、会員名、住所、電話、電子メール番号等が変更になった場合には、J A全農に直ちに報告するものとします。
2. 会員は、「アピネス/アグリインフォ」サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 入力されている情報を改ざんする行為
 - (2) 自らのパスワードを他に譲渡する行為
 - (3) 他の会員のパスワードを不正に使用する行為
 - (4) サービスの運営を故意に妨害する行為
 - (5) 会費の納入を遅滞し、または納入を拒否する行為
 - (6) 公序良俗に反する情報を故意にサービスに流す行為
 - (7) その他法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為

第20条 (退会)

1. 会員が退会する場合は、原則として退会しようとする1ヵ月前までに「アピネス/アグリインフォ利用中止届出書」をJ A全農に提出します。
2. 個人会員の退会は、年2回(9月末と3月末)とします。

第21条 (規約の発効)

1. 本規約は、会員の申込みに対し、J A全農が「アピネス/アグリインフォ利用通知書」を発行した時点より効力を生じます。
2. 本規約の有効期間は、利用開始日から1年としますが、期間満了日の1ヵ月前までに会員、J A全農のいずれからも文書による契約終了の申し出がないときは、1年間延長し、以後も同様とします。

第22条 (合意管轄裁判所)

会員と J A 全農の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と J A 全農の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10 章 附 則

本規約に定めのない事項ならびに本規約に関する疑義が生じた場合、当事者が信義誠実の原則に従って協議します。

(制定・改廃)

1. 本規約の制定・改廃は、J A 全農耕種総合対策部長が決定します。

(疑義解明)

2. 本規定の解釈その他の疑義の解明は、J A 全農耕種総合対策部統括課アグリ情報室長が決定します。

(実施期日)

3. 本規定は、平成 24 年 4 月 1 日から制定実施します。

(改定)

4. 本規約の改定は、平成 29 年 9 月 1 日から施行します。